

徳島県同行援護従業者養成研修事業運営要綱

（目的）

第1条 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を供与するため、同行援護従業者養成研修を実施し、必要な知識、技術を有する同行援護従業者を養成する。

（実施主体）

第2条 実施主体は、県とする。ただし、事業の一部又は全部を適当と認められる機関等に委託することができる。

（受講対象者）

第3条 研修の受講対象者は、同行援護に従事することを希望する者又は現に従事する者とする。ただし、応用課程については、一般課程修了者又は修了予定者とする。

（研修カリキュラム）

第4条 研修課程は、一般課程及び応用課程の2課程とし、各研修課程のカリキュラムについては別紙1の1及び2のとおりとする。ただし、別紙1の3に掲げる場合は、一般課程における時間数を減ずることができる。

（修了証書等の交付等）

第5条 知事は、本研修修了者に対し、様式1-(1)により、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

2 知事は、研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日、性別、修了した研修の課程等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

（研修会の参加費用）

第6条 研修会開催費用のうち、教材費等にかかる実費相当分については、参加者が負担するものとする。

（研修事業の指定）

第7条 知事は、本研修事業の他に県内で行われる類似の研修事業のうち、別紙1及び別紙2に定める要件を満たすものを徳島県同行援護従業者養成研修事業として指定することができる。

（指定を受けた研修事業の取り扱い）

第8条 研修事業実施者が行う研修を修了した者は、受講した課程において、徳島県同行援護従業者養成研修を修了した者として取り扱う。

2 指定を受けた研修事業実施者の長は、研修の修了者に対し、1-(2)により修了証明書

及び携帯用修了証明書を交付する。

- 3 指定を受けた研修事業実施者の長は、研修終了後、速やかに知事に対し研修の修了報告をする。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

同行援護従業者養成研修事業カリキュラム

1 一般課程

	合計 (計)	28時間 (8.5)
(1) 講義・演習		
ア 外出保障		1
イ 視覚障がい者の理解と疾病①		1
ウ 視覚障がい者の理解と疾病②		0.5
エ 視覚障がい者（児）の心理		1
オ 視覚障がい者（児）福祉の制度とサービス		1.5
カ 同行援護の制度		1
キ 同行援護従業者の実際と職業倫理		2.5
(2) 講義・演習	(計)	(3.5)
ク 情報提供		2
ケ 代筆・代読①		1
コ 代筆・代読②		0.5
(3) 演習	(計)	(16)
ア 誘導の基本技術①		4
イ 誘導の基本技術②		3
ウ 誘導の応用技術（場面別・街歩き）①		4
エ 誘導の応用技術（場面別・街歩き）②		1
オ 交通機関の利用		4

2 応用課程

講義	合計	6時間
ア サービス提供責任者の業務		1
イ 様々な利用者への対応		1
ウ 個別支援計画と他機関との連携		1
エ 業務上のリスクマネジメント		1
オ 従業者研修の実施		1
カ 同行援護の実務上の留意点		1

- 3 ガイドヘルパー養成研修の重度視覚障害者研修課程修了者又は視覚障害者移動介護（外出介護）従業者養成研修課程修了者が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合、一般課程のカリキュラムより減ずることができるもの

(1) 講義	時間数
イ 視覚障がい者の理解と疾病①	1
ウ 視覚障がい者の理解と疾病②	0.5
エ 視覚障がい者（児）の心理	1
オ 視覚障がい者（児）福祉の制度とサービス	1.5
カ 同行援護の制度	1

(3) 演 習	
ア 誘導の基本技術①	4
イ 誘導の基本技術②	3

- 4 障害者総合支援法第78条に基づく地域生活支援事業として実施される盲ろう者向け
 通訳・介助員養成研修の修了者が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合、一
 般課程のカリキュラムより減ずることができるもの

(1) 講 義	時間数
ウ 視覚障がい者の理解と疾病②	0. 5
オ 視覚障がい者（児）福祉の制度とサービス	1. 5
キ 同行援護従業者の実際と職業倫理	2. 5
(2) 講義・演習	
コ 代筆・代読②	0. 5
(3) 演 習	
イ 誘導の基本技術②	3
エ 誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	1

別紙2

徳島県同行援護従業者養成研修事業の指定要件等

1 研修事業実施者に関する要件

- (1) 研修事業実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 指定を受けようとする者が、過去3年以内に他の研修課程及び形式を含む一切の研修事業等に関し、他の都道府県等で指定を取り消されていないこと。

2 事業内容に関する要件

- (1) 研修事業は、継続的に毎年1回以上実施されること。
- (2) 研修カリキュラムが、要綱に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。
- (3) 講義を担当する講師について、学歴、職歴、資格、実務経験等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。
- (4) 適切な実習施設との連携により、実習実施計画が定められていること。

3 研修受講者に関する要件

- (1) 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。
 - ① 開講目的
 - ② 研修事業の名称
 - ③ 実施場所
 - ④ 研修期間
 - ⑤ 研修カリキュラム
 - ⑥ 講師氏名
 - ⑦ 研修修了の認定方法
 - ⑧ 開講時期
 - ⑨ 受講資格
 - ⑩ 受講手続（募集要領等）
 - ⑪ 授業料、実習費等
- (2) 研修への出席状況、成績等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

4 その他留意すべき事項

- (1) 研修事業実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。
- (2) 研修事業の実施者は、研修受講者が実習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

5 指定申請手続等

(1) 本事業の指定を受けようとする者は、次に掲げる必要事項を記載した指定申請書（様式2）を知事に提出するものとする。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- ② 研修事業の名称及び実施場所（通信教育による事業を行う場合にあっては、主たる事業所の所在地及び対象地域）
- ③ 事業開始予定年月日
- ④ 学則等
- ⑤ 研修カリキュラム
- ⑥ 講義を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別
- ⑦ 実習に利用する施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあっては、名称）並びに利用計画及び当該施設の設置者の承諾書
- ⑧ 研修修了の認定方法
- ⑨ 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目
- ⑩ 申請者の資産状況
- ⑪ 徳島県同行援護従業者養成研修事業運営要綱別紙2の1（3）を満たしている旨の誓約書

(2) 申請者が法人であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添付するものとする。

(3) 事業の指定を受けた者は、知事に対し、毎年度、あらかじめ事業計画書（様式3）を提出するとともに、事業終了後速やかに事業実績報告書（様式4）を提出するものとする。

(4) 本事業の指定を受けた者は、申請の内容に変更を加える場合には、知事に対し、あらかじめ変更等届出書（様式5）を提出するものとし、(1)の⑤から⑧の事項に変更を加える場合にあっては、変更について承認を受けるものとする。

(5) 本事業の指定を受けた者は、事業を廃止し、休止し、若しくは再開しようとする場合には、知事に対し、あらかじめ廃止・休止・再開届出書（様式6）を提出するものとし、廃止にあっては、指定の取消しを受けるものとする。